

社会福祉士養成施設自己点検票（総括票）

養成施設名： _____

自己点検日：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日（ ）

点検者： _____

事 項	点 検 内 容	根 拠 等	点検結果								
I 教職員に関する事項 1 専任教員	① 専任教員は、一の養成施設（一の養成施設に複数の課程がある場合には、一の課程とする。）に限り、専任教員となっているか。	指針7-(3)	① (適・否)								
	② 通学課程にあつては、指定規則別表第2に定める数以上の専任教員が配置されているか。	指定規則第3条第一号ニ又は第4条第一号ニ	② (適・否)								
	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">学生総定員の区分</th> <th style="width: 60%;">専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">80人まで</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">81人～200人まで</td> <td style="text-align: center;">$3 + ((\text{学生の総定員} - 80) / 40)$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">201人以上</td> <td style="text-align: center;">$6 + ((\text{学生の総定員} - 200) / 50)$</td> </tr> </tbody> </table>	学生総定員の区分	専任教員数	80人まで	3	81人～200人まで	$3 + ((\text{学生の総定員} - 80) / 40)$	201人以上	$6 + ((\text{学生の総定員} - 200) / 50)$		
	学生総定員の区分	専任教員数									
	80人まで	3									
	81人～200人まで	$3 + ((\text{学生の総定員} - 80) / 40)$									
	201人以上	$6 + ((\text{学生の総定員} - 200) / 50)$									
③ 通信課程にあつては、1人以上の専任教員が配置されているか。	指定規則第3条第二号へ又は第4条第二号ロ	③ (適・否)									
④ 通学課程にあつては、専任教員のうち1人は、教務に関する主任者であるか。	指定規則第3条第一号ホ又は第4条第一号ホ	④ (適・否)									
⑤ 社会福祉士短期養成施設通学課程において、専任教員のうち1人は指定規則第3条第一号へに定める基準を満たした者であるか。	指定規則第3条第一号へ	⑤ (適・否)									
⑥ 社会福祉士一般養成施設通学課程において、専任教員のうち1人は指定規則第4条第一号へに定める基準を満たした者であるか。	指定規則第4条第一号へ	⑥ (適・否)									
2 教員要件	① 通学課程にあつては、指定規則別表第1、通信課程にあつては指定規則別表第3に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有しているか。	指定規則第3条第一号ニもしくは第二号へ又は第4条第一号ニもしくは第二号ロ 指針7-(1)	① (適・否)								
	② 「ソーシャルワーク演習」を教授する教員は、通学課程にあつては指定規則第3条第一号ト又は第4条第一号ト、通信課程にあつては指定規則第3条第二号イ又は第4条第二号ロに定める教員要件を満たしているか。	指定規則第3条第一号トもしくは第二号イ又は第4条第一号トもしくは第二号ロ 指針7-(5)	② (適・否)								
	③ 「ソーシャルワーク演習（専門）」、「ソーシャルワーク実習指導」又は「ソーシャルワーク実習」を教授する教員は、通学課程にあつては指定規則第3条第一号チ又は第4条第一号ト、通信課程にあつては指定規則第3条第二号イ又は第4条第	指定規則第3条第一号チもしくは第二号イ又は第4条第一号トもしくは第二号ロ	③ (適・否)								

	<p>二号ロに定める教員要件を満たしているか。</p> <p>④ 指定規則別表第1又は別表第3に定める科目を担当する教員（通信課程における添削指導者を含む。）については、指針に定める教員要件を満たしているか。</p> <p>⑤ 「ソーシャルワーク演習」、「ソーシャルワーク演習（専門）」、「ソーシャルワーク実習指導」又は「ソーシャルワーク実習」を教授する教員の員数は、それぞれ学生20人につき1人以上が配置されているか。</p> <p>⑥ 通信課程にあつては、添削指導者が配置されているか。</p>	<p>指針7-(5)</p> <p>指針7-(5)</p> <p>指定規則第3条第一号りもしくは第二号イ又は第4条第一号トもしくは第二号ロ 指針7-(2)</p> <p>指針7-(4)</p>	<p>④ (適・否)</p> <p>⑤ (適・否)</p> <p>⑥ (適・否)</p>
3 事務職員	<p>○ 専任の事務職員を有しているか。</p>	<p>指定規則第3条第一号タもしくは第二号ヌ又は第4条第一号トもしくは第二号ロ</p>	<p>(適・否)</p>
II 教育に関する事項			
1 教育内容	<p>① 教育内容は、指定規則別表第1又は別表第3並びに指針別表1に定める基準を満たしているか。 (注) 1科目でも要件を満たさないときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p> <p>② 通信課程にあつては、次に掲げる基準を満たしているか。 ア 印刷教材は、指定規則第3条第二号ロ又は第4条第二号ロに定める内容を満たしているか。 イ 指定規則別表第3の各科目ごとに、少なくとも1回以上レポートの提出を求め、学生の評価を行っているか。 ウ 印刷教材による授業の時間数90時間（当該印刷教材による授業の時間数が90時間に満たない場合にあつては、当該時間数）につき1回以上の添削指導を行っているか。 エ 面接授業の内容は、指定規則別表第3に定めるもの以上であるか。 オ 実習の内容は、指定規則別表第3に定めるもの以上であるか。</p>	<p>指定規則第3条第一号ハもしくは第二号ロ、ニ及びリ又は第4条第一号ハもしくは第二号ロ 指針8-(1)</p> <p>指定規則第3条第二号ロ～ホ及びリ又は第4条第二号ロ 指針8-(3)</p>	<p>① (適・否)</p> <p>ア (適・否)</p> <p>イ (適・否)</p> <p>ウ (適・否)</p> <p>エ (適・否)</p> <p>オ (適・否)</p>
2 授業時間数	<p>① 指定規則別表第1又は別表第3に定める科目について、学則に定められた授業時間数どおり授業が開講されているか。 (注) 1科目でも要件を満たさないときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p> <p>② 1コマ当たりの授業時間は、適正な時間となっているか。 (注) 1コマ2時間相当の授業は90分以上、また、1時間相当の授業は50分以上となっているときに限り、右欄の『適』に○を付すこと。ただし、通信課程の面接授業にあつては、指定規則別表第3に定める時間数どおり実施するものとする。</p> <p>③ 期末試験等を、学則に定められた授業時間数の内で行う場合、上記②による時間にて実施されているか。</p>		<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p> <p>③ (適・否)</p>

Ⅲ 実習に関する事項 1 学生数	○ 同時に実習を行う学生の数は、その指導する実習指導者の員数に5を乗じて得た数（実習指導者1人当たり5人）以下となっているか。	指定規則第3条第一号ヨもしくは第二号イ又は第4条第一号トもしくは第二号ロ	（適・否）
2 実習内容	① ソーシャルワーク実習を行う施設又は事業（以下「実習施設」という。）は、告示第203号に定めるものであるか。 ② ソーシャルワーク実習は、1の実習施設において180時間以上行っているか。 ③ ソーシャルワーク実習は、機能の異なる2カ所以上の実習施設等で実施しているか。 ④ 1日当たりの実習時間は、8時間以内となっているか。 ⑤ 実習時間には、いわゆる帰校日や公認欠席（これに準ずる欠席を含む。）が含まれていないか。 （注）上記に示す帰校日等が含まれていないときに限り、右欄の『適』に○を付すこと。 ⑥ ソーシャルワーク実習指導において、指針10-(8)に記載される事項について、留意しているか。	指定規則第3条第一号ワもしくは第二号イ又は第4条第一号トもしくは第二号ロ 指針10-(2) 指針10-(2)ア 指針10-(8)	①（適・否） ②（適・否） ③（適・否） ④（適・否） ⑤（適・否） ⑥（適・否）
3 巡回指導等	① ソーシャルワーク実習を担当する教員により、少なくとも週1回の巡回指導が行われているか。 ② 実習計画及び実習中の安全管理等について、当該実習施設等と連携をとっているか。 ③ 巡回指導記録票を用いて、指導内容及び実習指導者からの聴取内容等を記録しているか。 ④ 5年程度の巡回指導記録票が保管されているか。ただし、指定を受けた年度から5年を経過していない養成施設にあっては、その期間とする。	指針10-(1) 指針10-(4)及び(5) 	①（適・否） ②（適・否） ③（適・否） ④（適・否）
4 実習指導者	○ 各実習施設における実習指導者については、指定規則等に定める実習指導者の要件を満たしているか。	指定規則第3条第一号カもしくは第二号イ又は第4条第一号トもしくは第二号ロ 指針10-(6)	（適・否）
Ⅳ 学則に関する事項	別添様式1「学則に関する自己点検票（社会福祉士養成施設）」のとおり		
Ⅴ 学生に関する事項	① 本年度の入学者について、学則に定められた学生の定員を超えていないか。（ただし、留年生を除く。） ② 本年度の入学手続時において、入学資格を有することを証する書類を提出させているか。	指針6-(1) 指針6-(2)	①（適・否） ②（適・否）

	<p>③ 科目ごとの学生の出席状況が、出席簿等の書類などにより、確実に把握されているか。</p> <p>④ 指定規則に基づき編成された各科目の出席時間数が、指定規則に定める時間数の3分の2（ソーシャルワーク実習については5分の4）に満たない者に対しては、当該科目の履修の認定をしないこととされているか。 （注）いわゆる公認欠席又はこれに準ずる欠席を「出席扱い」として、当該時間数の3分の2（ソーシャルワーク実習については5分の4）に含めているときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p> <p>⑤ 精神保健福祉士養成課程の「ソーシャルワーク演習」を履修した者について、学則にソーシャルワーク演習の履修免除可否を定めているか。 （注）免除可否について定めているときに限り、右欄の『適』に○を付すこと。 （注）精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク演習」は令和元年度に行われた養成課程の見直し後のカリキュラムに基づくものを指す。</p> <p>⑥ 精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修した者について、学則にソーシャルワーク実習のうち60時間を上限とした履修免除可否を定めているか。 （注）免除可否について定めているときに限り、右欄の『適』に○を付すこと。 （注）精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」は令和元年度に行われた養成課程の見直し後のカリキュラムに基づくものを指す。 （注）介護福祉士養成課程における「介護実習」は平成30年度に行われた養成課程の見直し後のカリキュラムに基づくものを指す。</p> <p>⑦ 入学、卒業、成績、出席状況等学生に関する書類（学籍簿等）が確実に作成され、事務局等に保管されているか。</p> <p>⑧ 上記③及び⑦に関する書類の保存に関する規程等が定められ、かつ、書類の分類ごとに保存年限が明確になっているか。</p>	<p>指針6-(3)</p> <p>指針6-(4)</p> <p>指針9-(2)</p> <p>指針10-(3)</p> <p>指針6-(7)</p>	<p>③ (適・否)</p> <p>④ (適・否)</p> <p>⑤ (適・否)</p> <p>⑥ (適・否)</p> <p>⑦ (適・否)</p> <p>⑧ (適・否)</p>
<p>VI 施設設備に関する事項</p>	<p>① 指定規則別表第1に定める教育内容に関する専門図書及び学術雑誌を備えているか。</p> <p>② 専門図書及び学術雑誌は、生徒の希望を勘案し、定期的に補充又は更新されているか。</p> <p>③ 図書室を有しているか。</p> <p>④ 普通教室の広さは、内法による測定で生徒1人当たり1.65平方メートル以上であるか。</p> <p>⑤ 少なくとも生徒20人につき一室の割合で、ソーシャルワーク実習を行うための演習室及びソーシャルワーク実習指導を行うための実習指導室をそれぞれ有しているか。（ただし、教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室を兼用とすることができる。）</p>	<p>指針2-(8)</p> <p>指針2-(8)</p> <p>指針2-(7)</p> <p>指針2-(5)</p> <p>指定規則第3条第一号もしくは第二号又は第4条第一号もしくは第二号口</p>	<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p> <p>③ (適・否)</p> <p>④ (適・否)</p> <p>⑤ (適・否)</p>

	<p>⑥ 演習室の2分の1以上に、視聴覚機器を備え付けているか。</p> <p>⑦ 通信課程において、契約等により面接授業実施期間において講義室等が確保されているか。</p>	<p>指針2-(6)</p> <p>指定規則第3条第二号ト又は第4条第二号ロ 指針2-(3)</p>	<p>⑥ (適・否)</p> <p>⑦ (適・否)</p>
<p>VII 変更申請及び届出に関する事項</p> <p>1 学則に関する事項</p>	<p>○ 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、学則を変更したか。 (注) 上記に係る自己点検の結果が『有』のときに限り、次に掲げる(1)の承認事項、(2)の届出事項及び(3)の関連事項の該当する項目にそれぞれ記入すること。</p>		<p>[有・無]</p>
<p>(1) 申請事項</p>	<p>① 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、学則の記載事項のうち修業年限を変更したか。 ② 上記①に係る学則の変更について、事前に東京都知事に対して申請等を行い、承認を受けているか。 (注) 上記①が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p> <p>③ 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、学則の記載事項のうち入学定員を変更したか。 ④ 上記③に係る学則の変更について、事前に東京都知事に対して申請等を行い、承認を受けているか。 (注) 上記③が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p> <p>⑤ 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、学則の記載事項のうち養成課程及び学級数を変更したか。 ⑥ 上記⑤に係る学則の変更について、事前に東京都知事に対して申請等を行い、承認を受けているか。 (注) 上記⑤が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p>	<p>令第4条第1項 指定規則第9条第1項</p> <p>令第4条第1項 指定規則第9条第1項</p> <p>令第4条第1項 指定規則第9条第1項</p>	<p>① [有・無]</p> <p>② (適・否)</p> <p>③ [有・無]</p> <p>④ (適・否)</p> <p>⑤ [有・無]</p> <p>⑥ (適・否)</p>
<p>(2) 届出事項</p>	<p>① 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、学則の記載事項のうち、上記(1)の学則変更承認に掲げる修業年限、入学定員、養成課程及び学級数に関する事項を除く事項について、変更したか。 ② 上記①に係る事項の変更について、変更後1月以内に東京都知事に対して届け出ているか。 (注) 上記①が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p>	<p>令第4条第2項 指定規則第9条第2項</p>	<p>① [有・無]</p> <p>② (適・否)</p>
<p>(3) 関連事項</p>	<p>○ 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間における学則の変更に際し、東京都等に対して学則変更の届出等を行っているか。</p>		<p>(適・否)</p>

2 実習施設に関する届出事項	<p>① 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、実習施設の追加や実習指導者の変更等、実習施設に関する事項を変更したか。</p> <p>② 上記①に係る実習施設の追加等の変更について、変更後1月以内に東京都知事に対して届け出ているか。 (注) 上記①が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p>	<p>令第4条第2項 指定規則第9条第2項</p>	<p>① [有・無]</p> <p>② (適・否)</p>
<p>3 その他の変更に関する事項</p> <p>(1) 申請事項</p> <p>(2) 届出事項</p>	<p>① 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図を変更したか。(通信課程の面接授業のために、契約等により借用した教室等も含む。)</p> <p>② 上記①に係る校舎等の変更について、事前に東京都知事に対して申請を行い、承認を受けているか。 (注) 上記①が「有」のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p> <p>③ 通信課程において、昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、以下の事項を変更したか。 ア 通信養成を行う地域 イ 添削その他の指導の方法</p> <p>④ 上記③に係る変更について、事前に東京都知事に対して申請を行い、承認を受けているか。 (注) 上記③が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p> <p>① 開講日(前回自己点検日)から現在までの間、専任教員又は教員要件のある科目を担当する教員を変更したか。</p> <p>② 上記①に係る専任教員等の変更について、変更後1月以内に東京都知事に対して届け出ているか。 (注) 上記①が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p> <p>③ 開講日(前回自己点検日)から現在までの間、以下の事項を変更したか。 ア 設置者(法人)の名称及び主たる事務所の所在地 イ 養成施設の名称及び主たる所在地 ウ 養成施設長 エ 課程修了の認定方法(通信課程に限る。)</p> <p>④ 上記③に係る変更について、変更後1月以内に東京都知事に対して届け出ているか。 (注) 上記③が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p>	<p>令第4条第1項 指定規則第9条第1項</p> <p>令第4条第1項 指定規則第9条第1項</p> <p>令第4条第2項 指定規則第9条第2項</p>	<p>① [有・無]</p> <p>② (適・否)</p> <p>③ [有・無]</p> <p>④ (適・否)</p> <p>① [有・無]</p> <p>② (適・否)</p> <p>③ [有・無]</p> <p>④ (適・否)</p>
VIII 定期報告に関する事項	<p>① 本年度における施行令第5条に基づく報告の記載内容は、事実が報告されているか。</p> <p>② 本年度の報告は、期限内に行われているか。</p>	<p>令第5条</p> <p>令第5条</p>	<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p>
IX 情報開示に関する事項	<p>○ 指針附表2に定める内容以上の情報が、インターネットや学生募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供されているか。</p>	<p>指針11-(1)及び(2)</p>	<p>(適・否)</p>

(摘要)

この自己点検票で用いている法令及び関係通知等の名称は、次のように省略している。

- ・法：「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和 62 年法律第 30 号)
- ・令：「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」(昭和 62 年政令第 402 号)
- ・指定規則：「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」(昭和 62 年厚生省令第 50 号)
- ・指針：「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」(平成 20 年 3 月 28 日社援発第 0328001 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」の別添 1)
- ・告示第 203 号：「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第 3 条第一号ワ及び第 5 条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第 3 条第一号ワ及び第 5 条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第 4 条第 1 項第七号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業」(昭和 62 年厚生省告示第 203 号)

(別添様式1)

学則に関する自己点検票 (社会福祉士養成施設)

養成施設名: _____

点検者: _____

チェック項目	点検結果
○ 学則に次に掲げる事項が漏れなく記載されているか。 ※ (1)～(26)のすべてが「適」となったときにのみ「適」とすること。	[適・否]
(1) 設置目的	(1) [適・否]
(2) 名称 ※ 学科、専攻、コース名まで記載されているか。	(2) [適・否]
(3) 位置 ※ 養成施設の所在地が記載されているか。	(3) [適・否]
(4) 修業年限	(4) [適・否]
(5) 学生定員 (学生定員とは、「入学定員及び総定員」をいう。)	(5) [適・否]
(6) 学級数 ※ 通信課程にあつては、記載されていなくても差し支えない。	(6) [適・否]
(7) 養成課程 ※ 法令の内容を満たしたカリキュラムが記載されているか。	(7) [適・否]
(8) 履修方法	(8) [適・否]
(9) 学年	(9) [適・否]
(10) 学期 ※ 学期の開始日及び終了日が記載されているか。	(10) [適・否]
(11) 休日 ※ 夏季・冬季休校中等に施設実習を予定しているときは、その旨が記載されているか。	(11) [適・否]
(12) 入学時期	(12) [適・否]
(13) 入学資格 ※ 指定規則に定める入学資格を満たしたものが記載されているか。	(13) [適・否]
(14) 入学者の選考 ※ 選考方法が記載されているか。	(14) [適・否]
(15) 入学手続 ※ 手続方法が記載されているか。	(15) [適・否]
(16) 退学	(16) [適・否]
(17) 休学	(17) [適・否]
(18) 復学	(18) [適・否]
(19) 卒業	(19) [適・否]
(20) 成績考査 (学習の評価及び課程修了の認定) ※ 指定規則に掲げる各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2 (実習は5分の4) に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない旨が記載されているか。	(20) [適・否]
(21) 入学検定料	(21) [適・否]
(22) 入学金	(22) [適・否]
(23) 授業料	(23) [適・否]
(24) 実習費等 ※ 学生から徴収する費用は、すべて記載されているか。	(24) [適・否]
(25) 教職員の組織	(25) [適・否]
(26) 賞罰	(26) [適・否]

(注) 上記の事項について、「学則上、別に定めるところによる」旨が規定されているときは、別に定める取扱規程や細則等にその内容が記載されているときに限り『適』とすること。